

浜田市告示第 44 号

浜田市飲料水安定確保事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 3 月 27 日

浜田市長 三 浦 大 紀

浜田市飲料水安定確保事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浜田市飲料水安定確保事業補助金交付要綱(平成 22 年浜田市告示第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条ただし書を削る。

第 3 条第 2 号を次のように改める。

(2) 機器等修繕事業

第 3 条第 3 号を削る。

附則第 3 項中「令和 8 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 3 月 31 日」に改める。

別表施設新設整備事業の項中「200 万円」を「250 万円」に改め、同表主要機器等長寿命化修繕事業の項を次のように改める。

<p>機器等修繕事業</p>	<p>1 施設の修繕等に要する経費であって、飲料水として適合する場合</p> <p>(1) 給水装置に係る機器等の修繕又は交換に要する経費</p> <p>(2) 浄水装置(塩素滅菌器及びろ過施設を含む。)に係る機器等の修繕又は交換に要する経費</p> <p>(3) 給水管(ポンプから家屋までの給水管に限る。)の修繕又は交換に要する経費</p> <p>(4) 水質検査費(第 1 号から前号までの修繕等実施後において、給水開始前に初めて行う水質検査に係る費用に限る。)</p> <p>2 施設の修繕等に要する経費であって、飲料水として適合しない場合</p>	<p>補助対象経費の 5 分の 4 以内</p>	<p>50 万円</p>
----------------	--	--------------------------	--------------

